

転居などの手続きはお早めに



3・4月は、就職や進学、転勤などで引っ越しをする方が多く、窓口が大変混み合いますので、手続きはお早めをお願いします。

●市民課関係（1階） ※豊田支所でも受け付けています。

こんなとき	手続き期限	手続きの際に必要なもの
他の市区町村または海外から引っ越してきたとき（転入届）	引っ越してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○転出証明書（転入前に住んでいた市区町村から交付を受けたもの） ○届け出人の印鑑 ○年金手帳・年金証書（お持ちの方） ○通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード） ○住民基本台帳カード（転入前からお持ちの方） ○在留カード（外国人住民の方） ○パスポート（海外から引っ越してきた方） ○戸籍謄（抄）本・戸籍の附票（海外から引っ越してきた方で中野市に本籍のない方）
市内で引っ越したとき（転居届）		<ul style="list-style-type: none"> ○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証（加入している方） ○年金手帳・年金証書（お持ちの方） ○通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード） ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○在留カード（外国人住民の方）
他の市区町村または海外へ引っ越すとき（転出届）	引っ越しする14日前から引っ越し後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○届け出人の印鑑 ○印鑑登録証（登録してある方） ○国民健康保険証（加入している方。学生の場合は、あわせて在学証明書*）※転出時に用意できない場合は、後日提出 ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）（海外へ引っ越す方）
会社を辞めて国民健康保険、国民年金に加入するとき	会社の健康保険を離脱したときから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○届け出人の印鑑 ○健康保険離脱証明書（保険の喪失証明） ○年金手帳（お持ちの方） ○パスポート（外国人住民の方） ○通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）
会社などに就職して国民健康保険を脱退するとき	会社の健康保険に加入したときから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証 ○会社の健康保険証（被扶養者がある場合は、全ての方の保険証） ○通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）

【本人確認をさせていただきます】市役所窓口で手続きをする際には、ご本人であることを確認させていただきますので、官公庁から発行された顔写真付きの証明書《運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、在留カードなど》をお持ちください。

●上下水道課関係（2階） ※豊田支所でも受け付けています。

こんなとき	手続きの際に必要なもの	手数料	電話での受付
転出・転居するとき（水道の使用を止めるとき）	○印鑑（電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出・転居先の住所、連絡先をお知らせください）	無料	可
転入・転居するとき（水道を使い始めるとき）	○印鑑、手数料* ¹ など（料金を口座振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお持ちください） ※1 手数料は初回使用料金に合算して請求します	500円	不可
所有者（使用者）が変わるとき（市民課などに転出入届けを出しても水道などの名義は変わりません）	○印鑑、売買契約書の写しなど（土地建物などを購入した場合） ※2 家族間の異動の場合は、電話でも受け付けが可能です	無料	不可* ²

※土・日・祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。（休日窓口開設日を除く。休日窓口開設日については、13頁参照）

問い合わせ・届け出先 市民課窓口係 ☎（22）2111（内線236）
 上下水道課営業係 ☎（22）2111（内線284）
 地域振興課（豊田支所内） ☎（38）3111（内線131）

休日窓口を開設します

年度末と年度初めに集中する住民異動などに伴う各種手続きについて、次のとおり休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設日 3月19日、26日、4月2日、9日（いずれも日曜日）
 時間 午前8時30分～正午
 場所 市役所本庁の関係課窓口
 取扱業務 下表のとおり（ただし、他市町村や関係機関などに確認が必要となる業務を除きます）

取扱業務	担当課	電話番号
◎戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本に関する証明書の交付 ◎住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の交付 ◎印鑑の登録、廃止の申請の受付、印鑑登録証明書の交付 ◎税関係証明書の交付 ◎戸籍届出、住民異動届の受付 ^{*1} ◎マイナンバーカード（個人番号カード）の交付 ^{*1} ◎国民年金保険料免除（学生納付特例を含む）申請の受付	市民課	市役所代表 (22) 2111 (内線236・237)
	※1 3月19日は、マイナンバーカードでの特例転入はできません。さらに、マイナンバーカードの即日交付もできませんので、後日、本人限定郵便で送付します。	
◎市税の納付 ◎税関係証明書の作成	税務課	(内線227)
◎国民健康保険の加入、脱退手続き	福祉課	(内線296)
◎水道の開閉栓手続き ◎水道、下水道料金の支払い	上下水道課	(内線284)

※詳しくは、各業務担当課へお問い合わせください。

国保

中野市国民健康保険 加入・脱退手続きをお忘れなく

勤務先を離職、退職などされた方で、社会保険の任意継続をしない場合や、国民健康保険に加入していた方が、新たに勤務先の健康保険に加入された場合は、国民健康保険の加入および脱退の手続きがそれぞれ必要になります。

手続きに必要なもの

- 加入手続き（勤務先を離職、退職などされた方）
 - ・勤務先で発行される健康保険離職証明書など
 - ・通知カードまたはマイナンバーカード（本人および扶養者分）
 - ・届け出される方の印鑑および運転免許証など
- 脱退手続き（勤務先の健康保険に加入された方）
 - ・勤務先から発行された健康保険証（本人および被扶養者分）
 - ・市の国民健康保険証
 - ・通知カードまたはマイナンバーカード（本人および扶養者分）
 - ・届け出される方の印鑑および運転免許証など

社会保険などの扶養

ご家族に勤務先の健康保険などに加入している方がいる場合、国民健康保険に加入されている方が、ご家族の扶養となり、勤務先の健康保険などに加入できる場合があります。勤務先の健康保険などに加入することにより、国民健康保険税が軽減される場合もあります。

なお、各保険者で要件が異なりますので、勤務先の健康保険担当者にお問い合わせください。

○社会保険などの被扶養者となる主な認定基準

- ・59歳以下で年間収入が130万円未満の方
- ・60歳以上で、年間収入が180万円未満の方
- ・障害年金の受給要件に該当し、年間収入が180万円未満の方

※過年度に遡って社会保険等を離脱し、国民健康保険に加入される事例などがあります。社会保険等の加入手続きは就業先で行いますが、国民健康保険の離脱手続きはご自身で行っていただく必要があります。必要な手続きをお忘れなくお願いします。

問い合わせ先

福祉課 国保医療係
 ☎(22) 2111 (内線296・304)
 地域振興課 市民生活係(豊田支所内)
 ☎(38) 3111 (内線131)

